

柔軟かつ多様なワークスタイル

政府では、働く時間と場所の柔軟化に取り組んでいます。フレックスタイム制やテレワーク、休憩時間の延長などの制度を併用し、皆さん独自のライフスタイルの実現を図りながら柔軟に働くことを応援しています。

フレックスタイム制について

平成28年4月から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員がフレックスタイム制を利用できるようになりました。

概要

- 希望する職員から申告があった場合、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、職員の申告を考慮して、4週間以内の期間につき、勤務時間を割り振ることができる。
- 小学校6年生までの子の養育や要介護者の介護をする職員は、一般の職員より柔軟な仕組みを利用することができる。

イメージ

- 割振り単位期間(4週間。育児・介護職員については1~4週間)の中で、1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)。
- 育児・介護職員については、日曜日及び土曜日に加え、週休日を1日設けることができる。 **事例3・6**
- 育児・介護職員については、コアタイムや、最低勤務時間を4時間以上とするルールが適用されない日を1日設けることができる(追加の週休日を設けない週のみ)。 **事例5**

● 通常の勤務

1日7時間45分

フレックスタイム制

① 一般の職員

フレキシブルタイム ← コアタイム 毎日5時間 → フレキシブルタイム

② 育児又は介護を行う職員

フレキシブルタイム ← コアタイム → フレキシブルタイム

毎日2時間以上4時間30分以下

POINT

コアタイムは全員が勤務。
フレキシブルタイム(原則として7時~22時)は、その範囲内で、
・勤務時間帯を早める(遅らせる)こと
・1日の勤務時間を短く(長く)して、その分、他の日の勤務時間を長く(短く)すること
等が可能。

テレワークについて

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を利用し、自宅等において勤務することです。テレワークは、育児・介護等の対応のみならず、全ての職員のワークライフバランスへの寄与についてはもちろんのこと、災害等の非常時における業務継続、ワークスタイルの変革等についても期待される、国家公務員の勤務形態の1つです。

フレックスタイム制×テレワーク利用者のある1週間のご紹介

一般職員

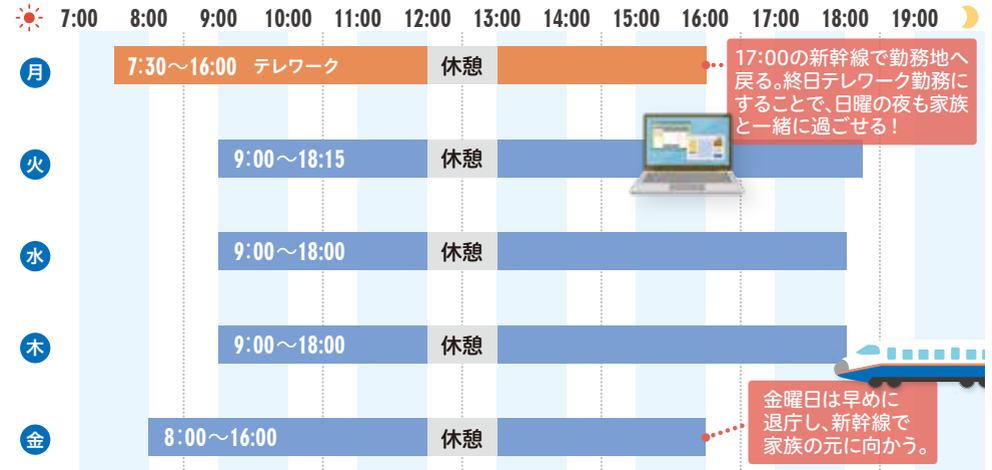
コアタイムが10時から16時の部署に勤務し、単位期間が4週間の職員

事例1



単身赴任中であっても、家族とより多くの時間を作れることを知っていますか?

地方に単身赴任をしており、東京に住む家族と一緒に休日を過ごしたいAさんの事例



事例2



自己啓発のためのまとまった時間を捻出できることを知っていますか?

留学準備のため、語学学校に通いたいBさんの事例



育児

コアタイムが10時から14時の部署に勤務し、単位期間が4週間の職員

事例
3



帰宅後もテレワークを行い、柔軟に働けることを知っていますか？

子育て中でもフルタイム勤務を実現したいCさんの事例



事例
4



子どものために無駄なく時間を作れることを知っていますか？

テレワークを活用して、この一年子どもの中学受験をサポートしたいDさんの事例



介護

コアタイムが10時から12時の部署に勤務し、単位期間が4週間の職員

事例
5



年次休暇を使用せずに介護に従事できることを知っていますか？

平日の昼間に、親の介護を行いたいEさんの事例



事例
6



週休日を設定することで、週3日介護に従事できることを知っていますか？

土日月に実家に帰省して介護を行いたいFさんの事例

